

内閣官房回答欄

本法律は、我が国を取り巻く安全保障をめぐる環境の変化を踏まえれば、重要施設及び国境離島等の有する機能を阻害する行為が行われる危険性が高まっており、これを可能な限り未然に防止する必要があることに鑑み、各施設について、

- ・防衛関係施設について、我が国を防衛するための基盤としての機能が阻害される事態が生じた場合には、我が国の安全保障が著しく害され、また、生活関連施設及び海上保安庁の施設についても、それぞれの機能が著しく阻害された場合には、国民の安全や領海等の保全に著しい支障が生じ得るものであり、我が国の安全保障にも影響が生ずると考えられること。
- ・近年、我が国周辺海域では、様々な変化が生じ、厳しい情勢が続いており、特に、一部の近隣諸国が、領海侵入をはじめとする我が国周辺海域における活動を急速に拡大・活発化させており、今後、そうした活動が一層活発化することが懸念されているところ、海上保安庁の施設が有する領海等の保全に関する活動の基盤としての機能が阻害される事態を防止すること。
- ・生活関連施設が有する国民生活の基盤としての機能が阻害される事態を防止すること。

から、第2条第2項に定める重要施設について、同条第4項において施設機能を規定している。

この点、御指摘の貴センターの地上局設備が安全保障上の機能を有していることは否定しないものの、当該施設は安全保障上懸念される事態に直接対処するものではなく、飽くまでも関係省庁に対して収集した情報を提供することにより間接的に機能するものであるから、本法律で対象とするところの重要施設としての機能を有するとは考えていない。

このため、貴見を受け入れることはできない。

【再意見】

・内閣衛星情報センターが収集する画像情報は、官邸をはじめとする安全保障関係府省が意思決定を行う上で重要かつ不可欠なものである。これらの情報がなければ、官邸等が情勢に即した意思決定を行うことが困難となり、安全保障上懸念される事態に対して対処することができなくなるため、内閣衛星情報センターは安全保障上懸念される事態に直接的に寄与するものである。

・したがって、地上局設備の機能が阻害された場合、内閣衛星情報センターの情報収集能力は低下又は喪失することとなり、我が国の安全保障等に直接的な支障をきたすこととなる。

・海上保安庁の施設が新たに重要施設に列挙されるのであれば、我が国防衛及び安全保障にとり重要な機能を果たしている内閣衛星情報センターの施設も同様に列挙することが適当といえる。

・そのため、「我が国の安全保障に寄与する」という法案の目的（法第一条）に鑑み、内閣衛星情報センターの地上局設備を重要施設に含めることができるよう、法第二条第二項（「重要施設」に関する定義）及び同四項（「施設機能」に関する定義）の記載を修正願いたい。

内閣官房回答欄

意見に対する回答でお答えしたとおり、御指摘の貴センターの地上局設備が安全保障上の機能を有していることは否定しないものの、例えば防衛関係施設は、現に他国の軍事行動から我が国を防衛するための施設・設備を有していることから、施設機能が阻害された場合には、直ちに我が国の安全保障に直接的に著しい支障が生じ得ると考えられるが、御指摘の施設は安全保障上懸念される事態に直接対処するものではなく、飽くまでも関係省庁に対して収集した情報を提供することにより間接的に機能するものであるから、本法律で対象とするところの重要施設としての機能を有するとは考えていない。

このため、貴見を受け入れることはできない。

**重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する
法律案についての意見様式**

府省庁名	内閣情報調査室（内閣衛星情報センター）	担当者名	総務部 [REDACTED]
問番号	2	TEL（直通）	[REDACTED]（直通）
対象条項	法第二条第二項 法第二条第四項	E-Mail	[REDACTED] [REDACTED]

意見の内容

- ・内閣衛星情報センターは、「我が国の安全の確保、大規模災害への対応その他の内閣の重要政策に関する画像情報の収集を目的とする人工衛星（以下「情報収集衛星」という。）に関すること。」及び「情報収集衛星により得られる画像情報の分析その他の調査に関すること。」等を所掌事務としている。（内閣官房組織令第四条の三）
- ・内閣衛星情報センターの画像情報は、日々、官邸及び防衛省をはじめとする安全保障関係府省その他関係府省に提供され、我が国安全保障にとって重要かつ不可欠なものとなっている。
- ・情報収集衛星は、内閣衛星情報センターの地上局設備（北海道、茨城県、鹿児島県の3か所に所在）を通じて運用されており、画像情報は同地上局設備にダウンリンクされる。これら地上局設備の周辺の土地を有害な意図を持つ勢力が取得した場合、電波妨害や通信施設への攻撃の拠点として利用する可能性が否定できない。
- ・地上局設備の機能が阻害された場合、内閣衛星情報センターの情報収集能力は低下又は喪失することとなり、我が国の安全保障等に支障をきたすこととなる。
- ・そのため、「我が国の安全保障に寄与する」という法案の目的（法第一条）に鑑み、内閣衛星情報センターの地上局設備を重要施設に含めることができるよう、法第二条第二項（「重要施設」に関する定義）及び同四項（「施設機能」に関する定義）の記載を修正願いたい。

内閣官房回答欄

本法律は、我が国を取り巻く安全保障をめぐる環境の変化を踏まえれば、重要施設及び国境離島等の有する機能を阻害する行為が行われる危険性が高まっており、これを可能な限り未然に防止する必要があることに鑑み、各施設について、

- ・防衛関係施設について、我が国を防衛するための基盤としての機能が阻害される事態が生じた場合には、我が国の安全保障が著しく害され、また、生活関連施設及び海上保安庁の施設についても、それぞれの機能が著しく阻害された場合には、国民の安全や領海等の保全に著しい支障が生じ得るものであり、我が国の安全保障にも影響が生ずると考えられること。
- ・近年、我が国周辺海域では、様々な変化が生じ、厳しい情勢が続いており、特に、一部の近隣諸国が、領海侵入をはじめとする我が国周辺海域における活動を急速に拡大・活発化させており、今後、そうした活動が一層活発化することが懸念されているところ、海上保安庁の施設が有する領海等の保全に関する活動の基盤としての機能が阻害される事態を防止すること。
- ・生活関連施設が有する国民生活の基盤としての機能が阻害される事態を防止すること。

から、第2条第2項に定める重要施設について、同条第4項において施設機能を規定している。

この点、御指摘の貴センターの地上局設備が安全保障上の機能を有していることは否定しないものの、当該施設は安全保障上懸念される事態に直接対処するものではなく、飽くまでも関係省庁に対して収集した情報を提供することにより間接的に機能するものであるから、本法律で対象とするところの重要施設としての機能を有するとは考えていない。

このため、貴見を受け入れることはできない。

【再意見】

- ・内閣衛星情報センターが収集する画像情報は、官邸をはじめとする安全保障関係府省が意思決定を行う上で重要かつ不可欠なものである。これらの情報がなければ、官邸等が情勢に即し

た意思決定を行うことが困難となり、安全保障上懸念される事態に対して対処することができなくなるため、内閣衛星情報センターは安全保障上懸念される事態に直接的に寄与するものである。

・したがって、地上局設備の機能が阻害された場合、内閣衛星情報センターの情報収集能力は低下又は喪失することとなり、我が国の安全保障等に直接的な支障をきたすこととなる。

・海上保安庁の施設が新たに重要施設に列挙されるのであれば、我が国防衛及び安全保障にとり重要な機能を果たしている内閣衛星情報センターの施設も同様に列挙することが適当といえる。

・そのため、「我が国の安全保障に寄与する」という法案の目的（法第一条）に鑑み、内閣衛星情報センターの地上局設備を重要施設に含めることができるよう、法第二条第二項（「重要施設」に関する定義）及び同四項（「施設機能」に関する定義）の記載を修正願いたい。

内閣官房回答欄

意見に対する回答でお答えしたとおり、御指摘の貴センターの地上局設備が安全保障上の機能を有していることは否定しないものの、例えば防衛関係施設は、現に他国の軍事行動から我が国を防衛するための施設・設備を有していることから、施設機能が阻害された場合には、直ちに我が国の安全保障に直接的に著しい支障が生じ得ると考えられるが、御指摘の施設は安全保障上懸念される事態に直接対処するものではなく、飽くまでも関係省庁に対して収集した情報を提供することにより間接的に機能するものであるから、本法律で対象とするところの重要施設としての機能を有するとは考えていない。

このため、貴見を受け入れることはできない。

【再々意見】

・再意見で記載したとおり、内閣衛星情報センターが収集する画像情報は、官邸をはじめとする安全保障関係府省が意思決定を行う上で重要かつ不可欠な情報の一つであり、我が国の防衛・安全保障を直接担保する基盤となっている。これらの情報がなければ、官邸等が安全保障上の脅威等を踏まえて情勢に即した意思決定を行うことが困難となり、安全保障上懸念される事態に対して適時適切に対処することができなくなるため、内閣衛星情報センターは我が国の安全保障に直接的に寄与するものである。「間接的に機能するもの」というご指摘は、当方の認識とは異なるものである。

・今次法案の提出に際してはこれ以上修文を求めることはしないが、将来的に、内閣衛星情報センターの施設周辺における土地利用の状況に変化が生じた場合には、法改正の検討を要望する可能性がある旨を付言させていただく。

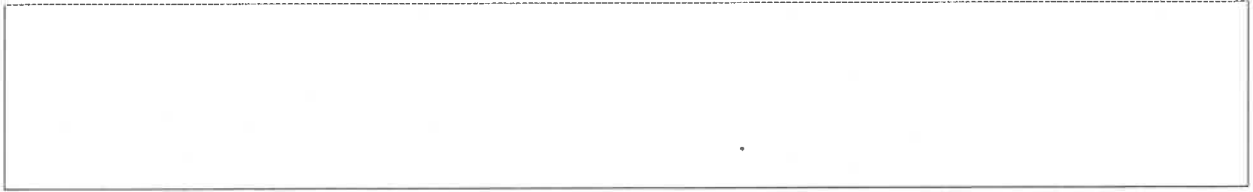
**重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する
法律案についての意見様式**

府省庁名	警察庁	担当者名	長官官房企画課 [REDACTED]
問番号	1	TEL (直通)	03-3581-0141 (内線 [REDACTED])
対象条項	第6条第1項 第18条 第20条第1項及び第2項 第21条	E-Mail	[REDACTED]
意見の内容			
<p>これらの規定により、国家公安委員会を所轄する立場としての内閣総理大臣、警察庁長官又は都道府県警察に対して、情報の提供の要求（第6条第1項）、資料の提出等の要求（第18条）、情報の提供の要求（第20条第1項）、措置の実施の要求（同条第2項）及び協力の要求（第21条）を行う場合は、あらかじめ時間的余裕をもって当庁に協議されたい。</p> <p>（理由） 上記要求に適切に対応するためには、その内容等について事前に調整することが必要であると考えられるため。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>現時点において、御指摘の各規定（第20条第1項を除く。）により、国家公安委員会を所轄する立場としての内閣総理大臣又は警察庁長官若しくは都道府県警察に対して要求を行うことは想定していないが、仮に御指摘のような要求を行う必要性が発生した場合には、貴見のとおり、事前に貴庁と協議させていただきたい。</p> <p>なお、第20条第1項の規定は、内閣総理大臣が、関係行政機関の長に対して情報の提供をする規定であり、御意見は失当であることを申し添える。</p>			

**重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する
法律案についての意見様式**

府省庁名	総務省	担当者名	自治税務局固定資産税課 坪井
問番号	1	TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項	第 12 条第 1 項	E-Mail	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
意見の内容			
<p>住宅用地特例はあくまで住宅政策上措置されている税の特例措置であり、本法案が目的とする安全保障分野の基準としてそのまま適用されるものではなく、事前届出の義務づけの面積基準については、当然異なる考え方で基準として設定されるべきものである。</p> <p>また、200 ㎡を越えても、当該住宅用地に存する家屋の床面積の 10 倍までは住宅用地に対する特例は適用されることから、事前届出の義務づけの下限 200 ㎡の基準の根拠の例示とすることは適当ではない。</p> <p>事前届出の義務づけの面積基準の考え方については、統計や他の届け出義務の対象等を踏まえて設定したものと説明すべきであり、地方税法における住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の対象を参考にしたとの部分は理由としてふさわしくないので削除すべき。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>本法における事前届出の面積要件は、国民生活及び経済活動への負担を必要最小限とすることを目的として設けるものであり、ご指摘の「安全保障分野の基準としてそのまま適用されるもの」には当たらない。</p> <p>このことを踏まえれば、ご指摘の特例について、法制的な観点から、個人による一般的な住宅取得のための土地に関する制度の例として用いることは否定されるものではないと考えており、内閣法制局に対する法制上の説明資料においては、存置させていただきたい。</p> <p>一方で、国会審議等対外的な説明の場においては、貴省の懸念を踏まえ、御指摘の特例に言及せずに説明することとしたい。</p>			

府省庁名		担当者名	
問番号		TEL (直通)	
対象条項		E-Mail	
意見の内容			
内閣官房回答欄			



**重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する
法律案についての意見様式**

府省庁名	外務省	担当者名	亜洋局北東アジア第一課 小倉 恒彦
問番号	2	TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項		E-Mail	■■■■■■■■■■
意見の内容			
<p>当課としても、前回質問において北方四島に関連して提出した内容と同旨の問題意識を竹島について有している。前回質問の際に当省から提出した問2～8に対する貴省からの回答において、「本法律に基づく注視区域及び特別注視区域として指定することについては、相当に慎重な検討が必要であると考えている」とあるのは、北方四島と同様、竹島についても、現時点で本法律に基づく注視区域・特別注視区域に指定することは想定していないものと理解するが、理解に齟齬があれば教示願いたい。(当省からの問3、6～8に対する回答において、北方四島を「本法律に基づく注視区域及び特別注視区域として指定することについては、相当に慎重な検討が必要であると考えているため、現時点で本法律に基づく措置を行うことは想定していない」とあるが、竹島についても「相当に慎重な検討」の結果として、仮に注視区域・特別注視区域に指定する場合には、例えば、本法案第五条に基づく土地等の利用の状況についての調査は、必ず行うとの規定となっていると理解している。)</p>			
内閣官房回答欄			
<p>貴見のとおり。</p>			

府省庁名	外務省	担当者名	欧州局ロシア課 牧崇史
問番号	1	TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項	-	E-Mail	■■■■■■■■■■
意見の内容			
<p>北方四島を本法律に基づく注視区域・特別注視区域に指定可能かや指定すべきか等については、他国との関係の観点も踏まえつつ関係省庁を交えて整理・検討すべきものと考えられるところ、今後しかるべく協議いただきたい。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>貴見を踏まえ、北方四島について、本法律に基づく注視区域及び特別注視区域に係る検討を行う場合には、協議させていただく。</p>			

**重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する
法律案についての意見様式**

府省庁名	文部科学省	担当者名	大臣官房政策課 亀田 研究開発局原子力課 守隨
問番号	1	TEL (直通)	■■■■■■ (大臣官房政策課) ■■■■■■ (研究開発局原子力課)
対象条項	第2条第2項第3号	E-Mail	■■■■■■ ■■■■■■
意見の内容			
<p>第2条第2項第3号で規定する「生活関連施設」については、国民保護法に規定される生活関連等施設の類型等を参照しつつ、本法律案成立後に具体的に政令で指定される予定と認識しているが、当省が所管する教育研究機関等への影響が否定できないため、必要に応じ引き続き調整させていただきたい（なお、今後は当該施設に係るすべての関係省庁と密に連携させていただきたい）。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>国民保護法第102条第1項に規定する生活関連等施設については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条各号において、</p> <p>①国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（同法第102条第1項第1号）</p> <p>②その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（同項第2号）</p> <p>に該当するものが施設の類型ごとに定められている。</p> <p>本法律が、重要施設の有する機能に着目し、その機能を阻害する土地等の利用を防止するための措置を講ずることを目的としていることに鑑みれば、本法律に基づく政令で定める施設については、その機能上国民生活にとって不可欠なものとするのが適当であることから、上記②の性質のみを有するものを含めるのは適当でないと考えている。</p> <p>上記を踏まえ、本法律に基づく政令において、いかなる施設を指定するかについては、生活関連等施設の類型及び整理を参照しつつ、今後関係省庁と調整を行っていく予定であるため、必要があれば、御省とも引き続き調整させていただきたい。</p>			

府省庁名		担当者名	
問番号		TEL (直通)	
対象条項		E-Mail	
意見の内容			

內閣官房回答欄

**重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する
法律案についての意見様式**

府省庁名	国土交通省	担当者名	航空局航空ネットワーク企画課 渡延、壹岐
問番号	1	TEL（直通）	■■■■■■■■■■
対象条項	第三章	E-Mail	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■
意見の内容			
<p>事前協議において、国境離島等に重要施設・生活関連施設が存する場合に当該国境離島等に係る注視区域と当該施設に係る注視区域が重複する可能性及び当該区域に係る土地の買入れについて意見を提出したところ、「制度上、同一の区域について、複数の注視区域が重複することはあり得るが、区域指定に係る告示の方法や重複した場合の取扱いについては検討中」と回答をいただいている。別途調整をいただいている生活関連施設の指定の検討に当たっても、この検討結果が影響すると考えているため、この検討結果を早急にご教示いただきたい。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>お尋ねの件については、引き続き検討中であり、当室としての方針が決まり次第、速やかに関係省庁と調整していく考えである。なお、生活関連施設の指定の検討において、具体的な懸念事項がある場合には、当室に御相談いただきたい。</p>			

府省庁名	国土交通省	担当者名	道路局環境安全・防災課 田中
問番号	2	TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項	第12条第1項	E-Mail	■■■■■■■■■■
意見の内容			
<p>「『…当該契約に係る土地等に関する所有権等の移転又は設定を受ける者が国、地方公共団体その他政令で定める者である場合…を除く。』とあるが、『政令で定める者』に、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、高速道路株式会社又は地方道路公社が含まれるか否かをご教示いただきたい。」との質問を提出したところ、</p> <p>「政令で定める者としては独立行政法人や国立研究開発法人などの公共部門に位置付けられる法人を想定しているが、具体的にいかなる法人を規定するかについては、検討中である。」と回答を頂いた。</p> <p>政令で法人を規定するにあたっては、事前に十分な時間的余裕をもって当局に協議されたい。</p> <p>【理由】 道路事業に関する規定がなされる場合には、事前に確認を行う必要があるため。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>貴見を踏まえ、御指摘の規定については、事前に協議させていただく。</p>			

府省庁名	国土交通省	担当者名	住宅局建築指導課 吹抜
問番号	3	TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項	第 20 条第 2 項	E-Mail	■■■■■■■■■■

意見の内容

「『注視区域内において重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置』の実施に関する事務を所掌している者が地方公共団体である場合には、当該『他の法律の規定』を所管する大臣については、当該措置に関する事務を所掌していないことから、第 20 条第 2 項の規定に基づき『当該措置の速やかな実施を求めることができる』対象とならないということによいか。」との質問を提出したところ、

「地方公共団体の事務であっても、当該措置に係る制度を所管する大臣に対して実施を求めることはあり得る。その場合には、個別の法令に地方公共団体に対する指示、指導等の根拠規定がある場合には当該規定による指示、指導等を、個別の法令に当該規定がない場合には、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項等の規定による技術的な助言、勧告等を行うよう要請することを想定している。」と回答を頂いた。

第 20 条第 2 項の規定に基づき「当該措置の速やかな実施を求めることができる」対象となる物件がある場合には、当該「他の法律の規定」を所管する部署に対して事前に相談・情報共有をいただきたい。

【理由】

事前の相談・情報共有がなく、第 20 条第 2 項の規定に基づき「他の法律の規定に基づく措置」の速やかな実施を求められた場合、当該「他の法律の規定」を所管する部署において、迅速かつ的確に当該措置を実施することができないことが想定されるため。

内閣官房回答欄

貴見を踏まえ、同項の規定に基づき、他の法律の規定に基づく措置を求める場合には、当該措置を所管する部署に対し、事前に相談・情報共有させていただく。

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する
法律案についての意見様式

府省庁名	環境省	担当者名	自然環境局国立公園課 安藤
問番号	1	TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項	第4条第2項、第11条第2 項	E-Mail	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
意見の内容			
国立公園及び国定公園区域内において、注視区域（第4条第2項）及び特別注視区域（第11条第2項）を指定する場合は、あらかじめ当省に協議されたい。			
内閣官房回答欄			
貴見を踏まえ、事前に協議させていただく。			